

検討のためのたたき台・その2〔改訂版〕

（第2－2 控訴審の判決宣告期日への
出頭を被告人に義務付けること）

第2-2 控訴審の判決宣告期日への出頭を被告人に義務付けること

1 考えられる制度の枠組み

- (1) 控訴審においては、禁錮以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人であって、保釈され又は勾留の執行を停止されているものは、判決宣告期日に出頭しなければならないものとする。
- (2) (1)の場合においては、裁判所は、被告人を召喚しなければならないものとする。
- (3) 控訴裁判所は、
- A案** 保釈され又は勾留の執行を停止されている被告人
 - B案** 勾留状が発せられている被告人（現に勾留されている者を除く。）が判決を宣告する公判期日に出頭しないときは、有罪の判決（注）をすることができないものとする。
 - X案** ただし、有罪の判決をすべき特段の事情があるときは、この限りでないものとする。
 - Y案** [ただし書は設けない]

（注）有罪の判決は、刑の免除の言渡しをするものを除き、第一審の有罪判決に対する控訴を棄却する判決を含む。以下同じ。

2 検討課題

- (1) 出頭義務を課すべき被告人の範囲
- 第一審において禁錮以上の実刑判決を宣告された被告人に限るものとするか
 - 以下の被告人についても、出頭義務を課すものとするか
 - ① 現に勾留されている被告人
 - ② 保釈若しくは勾留執行停止を取り消され又は勾留執行停止の期間が満了した被告人であって身柄拘束されていないもの
 - ③ 在宅の被告人
- (2) 控訴審において宣告される判決の内容による出頭義務の有無
- 禁錮以上の実刑判決以外の判決を宣告する場合においても、出頭義務を課すものとするか
- (3) 被告人が控訴審の判決宣告期日に出頭しない場合の判決宣告の制限の要否・

当否

- 保釈され又は勾留の執行を停止されている被告人が判決宣告期日に出頭しない場合には、判決を宣告することができないものとするか
- 保釈又は勾留執行停止が取り消され、いまだ勾留されていない被告人が判決宣告期日に出頭しない場合についても、判決を宣告することができないものとするか
- 被告人が公判期日に出頭しないにもかかわらず、判決を宣告すべき場合はどのような場合か
- いかなる判決も宣告することができないものとするか